

平成 28 年度国民年金保険料免除申請の受け付けを開始します

健康生活課国保年金係
☎ 63-1327

経済的な理由で国民年金保険料を納めることができない場合は、未納のままにせず、免除・納付猶予制度をご利用ください。

- 受付場所** 健康生活課国保年金係
 - 免除期間** 平成 28 年 7 月分～平成 29 年 6 月分
 - 免除の種類** 全額・一部免除（4 分の 3、半額、4 分の 1）・納付猶予（50 歳未満）
- ※本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査するので、希望した免除を受けられない場合もあります。
- 必要なもの** 年金手帳、認印など

- ※平成 28 年 1 月 2 日以降に転入した人は、前住所地の平成 28 年度（平成 27 年中）所得課税証明書が必要です。
- ※失業の場合は「雇用保険受給資格者証」か「離職票」の写しがあると、特例制度を受けられます。
- ※7 月から納付猶予制度の対象者が 30 歳未満から 50 歳未満へと拡大されています。

介護保険負担限度額認定申請はお済ですか

高齢者支援課介護保険係
☎ 63-1418

介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）の居住費や食費は、市民税の課税状況や年金収入額などに応じて軽減されます。

軽減を受ける場合は申請が必要です。既に適用を受けている人も 7 月末で適用期間が満了となります。引き続き適用を受ける場合は、更新申請をしてください。

- 対象** 次の①②どちらも満たす人
- ①本人、配偶者（別世帯を含む）、世帯全員が市民税非課税の人
- ②配偶者がいる人は預貯金などの合計額が 2 千万円以下、配偶者がいない人は、1 千万円以下の人
- 申請場所** 高齢者支援課介護保険係
- 必要なもの** 保有する全ての通帳の写しなど



AED（自動体外式除細動器）を使った救命講習会を開催します

荒尾消防署救急係
☎ 63-1121

救急車が到着するまでに、その場にいる人の適切な心肺蘇生法の実施と AED の使用が、命を救う重要なカギとなります。

いざという時に、慌てることなく大切な人命を救うため、講習を受けてみませんか。

講習会を修了した人には修了証カードを発行します。

- 日時** 7 月 17 日(日)
 - 場所** 荒尾消防署 3 階講堂
 - 時間** 午前 9 時～正午まで
 - 定員** 先着 15 人（事前に電話で申し込み）
 - 参加費** 無料
- ※普通救命講習会を以前に受けた人は、修了証カードを持参してください。

介護保険負担割合証を送付します

高齢者支援課介護保険係
☎ 63-1418

65 歳以上で一定以上の所得がある人は、8 月から介護保険サービスを利用する際の負担割合が 2 割になります。そのため、介護保険証とは別に負担割合が記された「介護保険負担割合証」が必要になります。7 月中に要介護（要支援）認定者（1 割負担の人含む）へ介護保険負担割合証を送付します。お手元に届いたら、速やかに利用しているサービス事業所に提示してください。

- 2 割負担になる人** 次の①②どれも満たす人
- ①介護保険サービスを利用している本人の合計所得金額が 160 万円以上の人
- ②本人を含む同一世帯の 65 歳以上の人数が 1 人の場合は年金収入とその他の合計所得金額が 280 万円以上の人か、本人を含む同一世帯の 65 歳以上の人数が 2 人以上の場合は 346 万円以上の人

後期高齢者医療の保険証と保険料の通知書を送ります

健康生活課高齢者医療係
☎ 63-1420

新しい橙色の保険証（後期高齢者医療被保険者証）を送ります

黄色の保険証の有効期限は 7 月 31 日までです。新しい橙色の保険証を 7 月末までに簡易書留郵便（受け取りの印鑑などが必要）で送ります。8 月 1 日(月)からは新しい橙色の保険証を使ってください。なお、新しい保険証に書いてある一部負担金の割合（1 割または 3 割）は、平成 28 年度の市県民税の課税所得を基に判定しています。



▲新しい保険証は橙色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちですか

医療機関の窓口で支払う医療費や入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、世帯の全員が市県民税非課税（後期高齢者医療の負担区分が低所得者ⅡかⅠ）の人を対象に交付しています。負担区分が現役並み所得者（3 割負担）、一般の人は対象外です。

- 現在、黄色の限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人** 黄色の認定証の有効期限は 7 月 31 日までです。8 月 1 日(月)以降も負担区分に変更がない人には、新しい有効期限の橙色の認定証を保険証に同封して送ります。更新手続きは不要です。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていない人で低所得者ⅡかⅠに当てはまる人** 保険証と印鑑を持参し、健康生活課高齢者医療係で申請してください。

●入院時の一部負担金と食事代

負担区分	一部負担金上限額（月額）	食事代（1 食当たり）
現役並み所得者（3 割負担）	80,100 円+ (総医療費-267,000円)×1%	360 円※2
	4 回目から 44,400 円※1	
一般	44,400 円	360 円※2
低所得者Ⅱ	24,600 円	210 円
		160 円※3
低所得者Ⅰ	15,000 円	100 円

低所得者Ⅱ…世帯員全員が市県民税非課税の人
低所得者Ⅰ…世帯員全員が市県民税非課税で、各所得が 0 円の人。年金収入だけの場合は 80 万円以下の人

- ※ 1…過去 1 年に 4 回以上の高額療養費を受ける場合の 4 回目からの上限額
- ※ 2…指定難病者などは 260 円の場合もあります
- ※ 3…過去 1 年で認定証の交付を受けている期間の入院日数が 91 日以上の場合の金額（手続きが必要）

平成 28 年度後期高齢者医療保険料（確定額）の通知書を送ります

平成 27 年中の所得（収入）額と世帯状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）から算定した保険料額の決定通知書と納付書を 7 月中旬に送ります。

新しく後期高齢者医療制度に加入した人は、これまで加入していた健康保険とは保険料の支払方法や支払時期が違うことがあります。

【平成 28 年度の保険料】

均等割額 [47,900 円] + 所得割額 [(総所得金額等 - 33 万円) × 9.26%]

※所得が低い人や被用者保険被扶養者だった人は保険料が軽減されます。

【保険料の納付方法】

- 年金からの差引（特別徴収）**
 - ・対象 差引対象の年金が年額 18 万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた金額が、各月に支給される年金額の半分以上を超えない人
- 口座振替か納付書での納付（普通徴収）**
 - ・対象 特別徴収対象の条件に当てはまらない人、特別徴収から口座振替に納付方法の変更を申し出た人、平成 28 年 3 月以降に後期高齢者医療の被保険者になった人
- 特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更することができます**
 - 納付方法を変更するためには手続きが必要です。ただし、変更が認められない場合もあります。